

食品安全情報（化学物質） No. 22/ 2017 (2017. 10. 25)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【BfR】 食品と接触する資材中の印刷インクや一級芳香族アミンについての FAQ

ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR) は、食品と接触する資材や製品中の印刷インク及び一級芳香族アミンにより生じ得る健康リスクについて、よく寄せられる質問とその回答をまとめた。

【FSANZ】 包装材の化学物質が食品に移行することによるリスクは低いと判断

オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (FSANZ) は、包装材から食品へ化学物質が移行することによるリスクについて 3 年計画で行った調査の結論を発表した。調査した化学物質については、ヒトの健康に対して懸念を生じさせるものは無いと判断された。

【MPI】 MPI は食品包装材に食品安全性リスクはないとする

ニュージーランド一次産業省 (MPI) は、日常的に使用するプラスチックや紙製の食品包装材の化学物質 (フタル酸類及び印刷インク・光開始剤) が食品移行により生じる食品安全性リスクはないと示した。

*ポイント： 包装・容器剤からの食品への移行物質に関する記事が EU とオーストラリア・ニュージーランドから出ているのでまとめて紹介しました。

EU では、特に印刷された容器・包装材への関心が高まり、特別な対応をとるべきなのか作業部会で現在検討されています。その先駆けとなっているのがドイツで 2016 年に発表された消費財条例改正案である通称「印刷インク規制」です。この先、EU 全体としての方針が決められて行くでしょう。

【EFSA】 再評価中の食品添加物の安全性評価の一部である詳細暴露評価に伴うアプローチ

食品添加物の再評価制度において、欧州食品安全機関 (EFSA) の ANS パネル (食品添加物及び食品に添加される栄養源に関する科学パネル) が精細な暴露評価を実施するためのアプローチについて述べている。

*ポイント： EFSA が食品添加物の評価で暴露評価を行う際に用いるデータやシナリオの特徴がまとめてあります。暴露シナリオを知った上で評価の結論を読まないで正しく理解できないので、EFSA の評価書を正確に読むためのご参考に。

【FDA】 FSMA 遵守に向けた重要な日時を収載した新しいウェブページと予定表を公表

米国医薬品食品局 (FDA) は米国食品安全近代化法 (FSMA: Food Safety Modernization Act) の基礎となる 6 規則の遵守期日に関する専用ウェブページを新たに公開した。

【FTC】 米国地方裁判所は FTC を支持して減量サプリメント販売業者に 4,000 万ドルの判決

アトランタ地方判事が減量サプリメントの販売者に過去の裁判所の命令に従わなかったことなどで 4,000 万ドル以上 (注: 約 41 億円) の支払いを命令した。この一部または全部が騙されて製品を購入した消費者への返金に充てられる。彼らの会社は、「速やかに脂肪を減らす」「脂肪燃焼」「減量保証」などという詐欺的マーケティングを継続していた。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. ファクトシート更新
2. 国際がん研究機関（IARC）

[【Interpol】](#)

1. INTERPOL 主導の作戦によって 3600 万 USD 相当の薬物が押収された

[【EC】](#)

1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 農薬リスク評価：根拠はどう評価される？
2. 再評価中の食品添加物の安全性評価の一部である詳細暴露評価に伴うアプローチ
3. 農薬の有効成分とそれらの有効成分の土壌による変換生成物の環境濃度を予測することに関する EFSA のガイダンス文書案についてのパブリックコメント募集結果
4. 新規食品関連
5. 飼料添加物関連
6. R4EU プラットフォームの自動登録化と単回認証手続き化
7. トリフロキシストロビンの農薬リスク評価についてのピアレビュー
8. 花粉と花蜜の残留農薬データの収集と分析—最終報告

[【FSA】](#)

1. FSA の社会科学イベントへの参加招待
2. 未登録かつ未承認のアイスクリーム製造業者(Zac Ices または Lucky Gold Leaf)に要注意
3. HIGH5、スポーツ用栄養食品「Energy Source Summer Fruits」をアレルギー物質未申告のため回収

[【PHE】](#)

1. 英国の中皮腫、2015

[【NHS】](#)

1. Behind the Headlines

[【BfR】](#)

1. 食品と接触する資材中の印刷インクや一級芳香族アミンについての FAQ
2. グリホサートの欧州での評価は品質保証された条件で独自に行われたものである

[【RIVM】](#)

1. 堆肥中フィプロニルの環境リスク：土壌への堆肥使用のリスク評価

[【FSAI】](#)

1. FSAI が 2016 年の年次報告書を公表

[【FDA】](#)

1. FDA 主催の農業バイオ技術の教育および支援に関する公開集会のお知らせ(2 ヶ所)
2. FDA、動物飼料における現行適正製造規範についてのガイダンス文書、および食品安全近代化法における「専従」による適用除外についてのガイダンス文書を発表
3. FSMA 遵守に向けた重要な日時を記載した新しいウェブページと予定表を公表
4. 警告文書

[【USDA】](#)

1. APHIS の遺伝子組換えである可能性のあるペチュニアの破棄についてのガイダンス

[【FTC】](#)

1. FTC は健康製品の「無料お試し」でお金をとられた人に 980 万ドル以上の返金小切手を送っている
2. 米国地方裁判所は FTC を支持して減量サプリメント販売業者に 4,000 万ドルの判決
3. 更新：全国消費者詐欺執行イニシアチブ 10 月 13 日に予定変更

[【CFIA】](#)

1. 業界への通知－微量要素肥料のトレランス
2. リコール警告 - 太平洋カキが麻痺性貝中毒を引き起こすマリンバイオトキシンのため
リコール

【FSANZ】

1. FSANZ は包装材の化学物質が食品に移行することによるリスクは低いと判断

【TGA】

1. リコール：Hyland 小児用ホメオパシー生菌製品を回収措置
2. 安全性警告：Jimpness Beauty 脂肪減少カプセル

【NSW】

1. NSW 助言：Ming Lee Trading Pty Ltd の乾燥黒ナツメヤシ

【香港政府ニュース】

1. 台湾蟹でダイオキシンが検出される
2. 塩分、糖の表示計画に着手した
3. 調製粉乳の不正表示
4. 政府は調製粉乳の制限を見直す

【HSA】

1. HSA は他国の不正な健康製品に関して発表された海外警告情報を更新
2. 警告

【FSSAI】

1. IFRA (Indian Food Recovery Alliance)
2. FSSAI は最高裁判所の gutka, pan masala 禁止を執行
3. 全国ミルク品質検査とミルクの質を監視するしっかりしたシステムの設立提案

【その他】

- ・ (ProMED-mail) がん増加 スーダン：(River Nile) 毒素疑い
- ・ (EurekAlert) 無菌種卵：ホルムアルデヒド代用品
- ・ (EurekAlert) 自家製ポピーシードティーは致命的になりうる、研究が発見
- ・ (EurekAlert) 科学者はアリストロキア酸を含むハーブレメディが肝臓がんを誘発しているかもしれないことを明らかにする
- ・ (EurekAlert) 井戸水のヒ素は米国の 200 万人に影響している可能性
- ・ (EurekAlert) 米国の公共水のヒ素濃度は EPA の新しい規制後減少した
- ・ (EurekAlert) 目立つラベルは多くの健康な食品に烙印を押す
- ・ (EurekAlert) 健康問題の治療のために補完代替医療の助けを求める

-
- 世界保健機関 (WHO : World Health Organization) <http://www.who.int/en/>

1. ファクトシート更新

- 肥満と過体重

Obesity and overweight

Updated October 2017

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs311/en/>

- 抗菌剤耐性（薬剤耐性）

Antimicrobial resistance

Updated October 2017

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs194/en/>

- 抗生物質耐性

Antibiotic resistance

Updated October 2017

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/antibiotic-resistance/en/>

2. 国際がん研究機関（IARC）

- TM-NUC プロジェクト

<http://tmnuc.iarc.fr/>

福島第一原子力発電所事故以降、人々の放射線への懸念が高く甲状腺の超音波検診で甲状腺の異常が多く発見された。住民の被曝は一般的に少なく、甲状腺の異常は被曝のせいではないと考えられるがこの異常の数の多さは、福島の住民に相当な心理学的影響を与えた。

IARC は原子力事故後の甲状腺検診に関する国際専門家委員会を設立し、助言と戦略を開発する予定である。各分野の 16 人の専門家からなる。資金提供は日本の環境省。フランスで 2 回専門家会合を開催し、2018 年 4 月に最終助言を発表する予定である。

* 第 1 回専門家会合の議題

http://tmnuc.iarc.fr/public/docs/Agenda_ExpertMeeting1.pdf

* TM-NUC メンバーリスト

<http://tmnuc.iarc.fr/en/TmnucMembers>

- 123 回会合：一部のニトロベンゼンとその他工業用化合物

Meeting 123: Some Nitrobenzenes and Other Industrial Chemicals

(9–16 October 2018)

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Meetings/index.php>

2-クロロニトロベンゼン(CAS No. 88-73-3)

4-クロロニトロベンゼン (CAS No. 100-00-5)

1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン(CAS No. 89-61-2)

2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (CAS No. 611-06-3)

2-アミノ-4-クロロフェノール (CAS No. 95-85-2)

オルト-フェニレンジアミン二塩酸 (CAS No. 615-28-1)

パラ-ニトロアニソール(CAS No. 100-17-4)

N,N-ジメチルアセトアミド(CAS No. 127-19-5)

●国際刑事警察機構 (International Criminal Police Organization: INTERPOL)

<https://www.interpol.int>

1. INTERPOL 主導の作戦によって 3600 万 USD 相当の薬物が押収された

Drugs worth USD 360 million seized in INTERPOL-led operation

28 September 2017

<https://www.interpol.int/News-and-media/News/2017/N2017-124>

シンガポール-INTERPOL が調整した作戦において、アジア・太平洋および中東地域にわたり、3,600 万米ドル相当とされる違法薬物が押収された。

違法薬物取引に的を絞って Operation Lionfish – Asia-Pacific が行われ、約 390 の薬物押収や 300 人以上の拘束につながった。

アフリカ、中東および東南アジアを経由して南米からアジア太平洋地域に至る既知のコカイン取引ルートでは、世界中で 17 件が押収された。世界で最も広く流通している薬物であるコカインは、取引の間に価値が 100 倍になるため、犯罪組織ネットワークにおいて儲けの種になっている。

メタンフェタミンはほぼ全ての参加国で押収が確認され、錠剤、結晶および粉末の形で 630 kg 回収された。参加国間で共有された機密情報によって、新しいメタンフェタミンの取引ルートや組織化された犯罪グループが使う隠ぺい方法が確認された。

2 週間の作戦期間(9 月 4 日～17 日)中、5,000 人以上の警察や税関職員が 23 カ国にわたって国境、空港、港湾にて検査を行い、コカイン、大麻、ヘロイン、アヘンおよびアンフェタミン型興奮剤(ATS)など、合計で 10 トン、24 リットルおよび 29,000 錠の違法薬物が押収された。その中でアヘンの押収量が最大であり、合計 6.4 トンであった。この多くが犯罪ネットワークの関与によってモルヒネやヘロインに加工される可能性が高いと言われている。その他の違法商品もまたこの作戦期間中に押収された。1.3 トンの象牙、13 本のサイの角および 100 万米ドル相当の偽造紙幣を作るために使われるカーボン紙 10,000 枚が含まれる。

Operation Lionfish – Asia-Pacific は、INTERPOL の AMEAP(アフリカ-中東-東アジア太平洋側)プロジェクトの傘下で、より安全な世界のための INTERPOL 基金を通して UAE からの資金援助を受けて実施された。より安全な世界のための INTERPOL 基金は、反薬物取引についての様々な構想の調整基盤としての役割を果たしている。

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2017年第41週～第42週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

* RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

コスタリカ産パイナップルに未承認物質カルボフラン(0.016 mg/kg)、ポルトガル産ヒマワリ油漬イワシにヒスタミン(293 mg/kg)、オランダ産飼料用干し草に高含量のタヌキマメ(0.04%)、スペイン産チルドインドイカにカドミウム(6.20 mg/kg)、インド産の濃橙色および卵黄色の着色用粉末に未承認着色料スーダン 1(12; 24 µg/kg)及びオレンジ II(33; 1000 µg/kg)、スペイン産冷凍アオザメ切り身に水銀(1.3 mg/kg)、スペイン産冷凍メカジキ切り身に水銀(2 mg/kg)、英国産原料インド産食品着色料に未承認着色料スーダン 1(53; 70; 1900; 2600; 3900 µg/kg)・スーダン 3(13 µg/kg)・ローダミン B(13; 74 µg/kg)・オレンジ II(2100; >5000 µg/kg)及びアシッドイエロー36(12; 33; 180 µg/kg)、トルコ産冷凍赤エビに亜硫酸塩高含有(258 mg/kg)及び亜硫酸塩非表示、中国産ギリシャ経由クコの実で亜硫酸塩非表示(43.5 mg/kg)、スペイン産チルドメカジキに水銀(1.44 mg/kg)、英国産食品サプリメントに未承認物質タダラフィル、スペイン産冷凍皮をとったヨシキリザメ切り身に水銀(2.4 mg/kg)、レバノン産ドイツ経由塩漬けのカブで亜硫酸塩非表示(カブ: 480; 塩水: 520 mg/kg)、中国産ナイロン製網じゃくしからの一級芳香族アミンの溶出(23.4; 25.2; 28.8 µg/kg)、イタリア産羊の乳で作られたチーズで鉛高含有(0.060 mg/kg)、ベルギー産ホタテ貝に記憶喪失性貝毒(ASP)ドーモイ酸(61.09 mg/kg)、英国産有機アプリコットカーネルでシアン化物高含有(1996; 31 mg/kg)、トルコ産台所用ヘラからの一級芳香族アミンの溶出(0.018 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

イタリア産スパゲッティに高濃度アルミニウム(45 mg/kg)、イタリア産の卵にフィプロニル(0.035 mg/kg ; 0.067 mg/kg ; 0.059 mg/kg ; 0.019 mg/kg ; 0.18 mg/kg ; > MRL)、インド産クラスタマメに未承認物質トリアゾホス(0.11 mg/kg)、中国産食品サプリメントに未承認物質シルデナフィルチオノ類似物(チオアイルデナフィル)、ベトナム産冷凍ナマズにカドミウム(1.6 mg/kg)、タンザニア産鳥餌用ピーナッツにアフラトキシン(B1 = 220; Tot. = 253.5 µg/kg)、リトアニア産乳児用ズッキーニピュレに(この食品では)未承認の硝酸エステル(400 mg/kg)、スペイン産の桃にクロルピリホス(0.91 mg/kg)、米国産食品サプリメント

に未承認新規食品成分アグマチン硫酸、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

ベルギー産チルドヤマウズラ肉にドキシサイクリン(270 µg/kg)、ドイツ産卵白粉にフィプロニル(0.042 mg/kg)、エクアドル産イタリア経由冷凍エビの尾に高濃度の亜硫酸塩(509.8 mg/kg)、ポーランド産食品サプリメントに未承認物質マグネシウムクレアチンキレート、ルーマニア産の卵にフィプロニル(0.021 mg/kg)、英国産食品サプリメントに未承認新規食品成分アグマチン硫酸(存在確認)、米国産ポーランド経由食品サプリメントに未承認物質エボジアミン、ポーランド産食品サプリメントに未承認物質マグネシウムアミノ酸キレート、インド産の濃橙色および卵黄色の着色用粉末に未承認着色料スーダン 1 (21; 25 µg/kg)・オレンジ II (30; 41 µg/kg)及びアシッドイエロー36 (40 µg/kg)、スペイン産ペットフードの生産に使用される魚肉に水銀(0.9 mg/kg)、米国産チェコ共和国経由及び英国経由食品サプリメントに未承認新規食品成分アグマチン硫酸、ルーマニア産全卵粉にフィプロニル(0.071 mg/kg)、オランダ産冷凍艶出しロブスターで亜硫酸塩高含有(279 mg/kg)、米国産オランダ経由食品サプリメントに未承認新規食品成分イカリソウ、米国産オランダ経由食品サプリメントに未承認新規食品成分アカシア、アイルランド産食品サプリメントに未承認新規食品成分フーディア、英国産食品サプリメントに未承認新規食品成分フーディア、米国産英国経由食品サプリメントに未承認新規食品成分アカシア、米国産ジマンガン塩化物三水酸化物にヒ素(40 mg/kg)、米国産英国経由食品サプリメントに未承認新規食品成分アグマチン硫酸、タイ産解凍角切りココナッツで亜硫酸塩高含有(65 mg/kg)、スペイン産食品サプリメントに未承認新規食品成分フーディア、中国産ドイツ経由竹の網籠からのホルムアルデヒドの溶出(171.3; 159.3 mg/kg)、スウェーデン産食品サプリメントに未承認新規食品成分アグマチン硫酸、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産冷凍ウサギ肉に未承認物質ノルフロキサシン(>2.2 µg/kg)、イラン産ピスタチオ穀粒にアフラトキシン(B1 = 14.8; Tot. = 16.4 / B1 = 50.8; Tot. = 55.3 µg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットに高濃度の亜硫酸塩(2470 mg/kg)、トルコ産ヘーゼルナッツにアフラトキシン(B1 = 8.81; Tot. = 41.43 µg/kg)、コートジボワール産カリウム塩にヒ素(3.2 mg/kg 乾物)、アルバニア産ペッパーに未承認物質カルベンダジム(0.38 mg/kg)、ボリビア産ピーナッツにアフラトキシン(B1 = 51; Tot. = 62 / B1 = 8.7; Tot. = 11 µg/kg ; B1 = 44; Tot. = 50 µg/kg)、トルコ産パプリカにホルメタネート(0.082 mg/kg)、モロッコ産緑茶に未承認物質アントラキノン(0.022; 0.0385 mg/kg)、米国産ピスタチオにアフラトキシン(B1 = 36.4; Tot. = 39.3 µg/kg)、トルコ産レモンにクロルピリホス(0.56 mg/kg)、米国産ピスタチオナッツにオクラトキシン A (31 µg/kg)、トルコ産ペッパーにクロルピリホス(0.117 mg/kg)、トルコ産ピスタチオにアフラトキシン(B1 = 73; Tot. = 80 µg/kg)、ガーナ産スパイスにアフラトキシン(B1 = 53; Tot. = 71 µg/kg)、中国産セラミック製のマグの縁からの鉛の溶出(0,61; 0,62; 0,65 mg/dm²)、アゼルバイジャン産殻をとったヘーゼルナッツにアフラトキシン(B1 = 132.9; Tot. = 147.4 / B1 = 8.1; Tot. = 16.9 µg/kg B1 = 216.2; Tot. = 247.4 µg/kg)、中国産食品サブ

リメントに未承認物質シブトラミン、トルコ産ペッパーにホルメタネート(0.122 mg/kg)、
など。

その他アフラトキシン等多数

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 農薬リスク評価：根拠はどう評価される？

Risk assessment of pesticides: how is the evidence assessed?

2017/10/11

https://www.youtube.com/watch?v=l_EAhXreDbI&list=PLGDvgn1aAEEbWUxOzO8FjrtBQpLiC5DOB

動画を公開

2. 再評価中の食品添加物の安全性評価の一部である詳細暴露評価に伴うアプローチ

Approach followed for the refined exposure assessment as part of the safety assessment of food additives under re-evaluation

EFSA Journal 2017;15(10):5042 [9 pp.]. 17 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5042>

ここでは、すでに認可されている食品添加物の再評価制度において、ANS パネル（食品添加物及び食品に添加される栄養源に関する科学パネル）が精細な暴露評価を実施するためのアプローチについて述べている。暴露量の推定値は、様々な情報源に由来する各種のデータの組み合わせから取得する。また、食品添加物の濃度は、EFSA に提供された使用量や分析結果の情報から取得する。近年では市場調査データ（Mintel GNPD データベース）も利用している。食品添加物の再評価に用いる暴露シナリオについても、より安全側を考慮して規制上の最大量（MPLs）を仮定して評価するシナリオから、使用量や分析結果に基づくより厳密なシナリオ（brand-loyal、non-brand-loyal）まで、3つの異なるシナリオについて説明している。最後に、暴露評価に伴う不確実性の分析に使用する手法を説明している。

3. 農薬の有効成分とそれらの有効成分の土壌による変換生成物の環境濃度を予測することに関する EFSA のガイダンス文書案についてのパブリックコメント募集結果

Outcome of the Public Consultation on the draft EFSA Guidance Document for predicting environmental concentrations of active substances of plant protection products and transformation products of these active substances in soil

19 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1288e>

EFSA は、2016 年 7 月 15 日から 9 月 9 日まで、農薬の有効成分とそれらの有効成分の土壌による変換生成物の環境濃度を予測することに関する EFSA のガイダンス文書案について、二回目のパブリックコメントを募集した。この EFSA のガイダンス文書は、リスク評価を行う際にどのように土壌生物の暴露量を推定するのかについて、利用者に向けたガイダンスを提供している。この結果報告書は、受け取ったコメントやそれらに対する回答に関する統計資料を提示している。これらのコメントはガイダンスを完成させる際に検討される。

農薬の有効成分とそれらの有効成分の土壌による変換生成物の環境濃度を予測することに関する EFSA のガイダンス文書

EFSA Guidance Document for predicting environmental concentrations of active substances of plant protection products and transformation products of these active substances in soil

EFSA Journal 2017;15(10):4982 [115 pp.]. 19 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4982>

この EFSA のガイダンス文書は、農薬(PPP)やそれらの変換生成物に対する土壌生物の暴露評価のガイダンスとなっている。このガイダンスは欧州委員会が出した質問に答える形で EFSA が作成した。ガイダンスは、生態毒性学的影響を評価するために必要とされる全項目の濃度；すなわち、土壌全体における濃度、間隙水における濃度、様々な深さや時間枠にわたっての平均濃度について説明している。このガイダンスは、永続型農作物と一年生作物の両方を考慮している。推奨される暴露評価手順は 4 つの階層からなる。この階層別アプローチが規制を実施する上で有効的に活用されるようにするため、利用者が使いやすいソフトウェアが開発されている。この階層の上部にある暴露評価では、作物の上層部の葉により農薬の作物中・下部への散布が遮られることとその後の消失を加味する必要があると考えられる。これらの工程を想定した諸モデルについて、調整を行った。さらに、作物の上層部の葉によって遮断されて洗い落とされた分の用量を算出するための、使いやすい表が開発されており、これは単純な分析モデルと組み合わせて使用されることになる。物質固有のモデルにおける入力値に関しては、このガイダンスは概ね以前からある文書に基づいているが、この新ガイダンスには、いくつか固有の物質係数が含まれている。

4. 新規食品関連

- カジメのフロロタンニンを含む新規食品の安全性(EC 規則 No 258/97 に基づく)

Safety of *Ecklonia cava* phlorotannins as a novel food pursuant to Regulation (EC) No 258/97

EFSA Journal 2017;15(10):5003 [16 pp.]. 16 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5003>

この新規食品は食用の海洋褐藻類の一種であるカジメ (*Ecklonia cava*) のアルコール抽出物であり、フロロタンニンを豊富に含む (製品名 SeaPolynol™)。この新規食品の組成、規格、製造工程、バッチによるばらつきに関する情報は十分提供されており、安全上の懸念は生じない。12 歳以上の健康的な人向けのフードサプリメントとして販売することを意図している。齧歯類を用いた亜慢性反復経口投与毒性試験において、375、750 および 1,500 mg/kg 体重/日の用量でこの新規食品が投与された。その結果、中用量が無毒性量(NOEL)であるとみなされた。この 750 mg/kg 体重/日という NOEL に基づき、不確実係数 200 (種差 10、個人差 10、亜慢性暴露から慢性暴露への外挿 2) が適用され、一日 3.75 mg/kg 体重までの摂取が安全とみなされた。結論として、この新規食品、カジメのフロロタンニンは、12~14 歳の若年者 (平均体重 43.4 kg) には最大 163 mg/日、14 歳以上の青年 (平均体重 61.3 kg) には最大 230 mg/日、成人 (既定体重 70 kg) には最大 263 mg/日の摂取量まで、フードサプリメント中に使用しても安全である。ただし、この新規食品からのヨウ素の摂取は甲状腺疾患の人達にはリスクとなる可能性があり、他のヨウ素含有フードサプリメントと一緒に摂取すると上限を超えることがあるだろう。

- ***Hoodia parviflora* の地上部位乾燥物の新規食品としての安全性**

Safety of dried aerial parts of *Hoodia parviflora* as a novel food pursuant to Regulation (EC) No 258/97

EFSA Journal 2017;15(10):5002 [21 pp.]. 19 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5002>

欧州委員会の要請を受けて、EFSA の食品・栄養・アレルギーに関するパネル(NDA)は、新規食品 (NF: novel food) としての *Hoodia parviflora* の地上部位乾燥物についての科学的意見を出すよう求められていた。この新規食品の組成、規格、製造工程、バッチによるばらつき、安定性に関する情報は十分で、安全上の懸念は生じない。申請者は、1 食あたり最大 15 mg の量で、カロリー低減食、無糖食、砂糖無添加食といった多くの食品への使用を提案している。申請者は、フードサプリメントとしてこの NF を提供することも計画している。申請者が提案する摂取対象者は成人である。最大推定摂取量は、高齢者集団(≥ 65 歳)で算出され、一日当たり 1.0 mg/kg 体重という高摂取量であった。齧歯類を用いた 90 日間毒性試験が提示されており、その試験から、NF が体重に及ぼす影響に関して、53.5 mg/kg 体重/日というベンチマーク用量信頼下限値(BMDL05)が導出されている。パネルは、申請者が提案した用途と使用量では、食品成分として食品にこの NF を添加すると、ヒトにおいて安全だと考えられる摂取量を超過すると結論した。パネルは、9.4 mg/日までの量でフードサプリメントとして使用することは安全だと判断した。摂取対象者は成人である。

5. 飼料添加物関連

- 飼料添加物を適用動物種に使用する場合の安全性評価に関するガイダンス案について

のパブリックコメント募集結果

Outcome of the public consultation on the draft guidance on the assessment of the safety of feed additives for the target species

17 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1304e>

EFSA は、FEEDAP パネル(動物用飼料に使用する添加物及び製剤又は物質に関するパネル)が作成した、飼料添加物を適用動物種に使用する場合の安全性評価に関するガイダンス案について、科学団体と全利害関係者から意見を受けるために 2017 年 4 月 6 日から 5 月 31 日までパブリックコメントを募集し、11 団体から 135 のコメントを受け取った。FEEDAP パネルは、受け取った質問やコメントを検討し飼料添加物を適用動物種に使用する場合の安全性評価に関するガイダンスの改訂版を作成した。このガイダンスは 2017 年 9 月 26 日の本会議で議論、採択され、EFSA Journal で発表される。

* 飼料添加物を適用動物種に使用する場合の安全性評価に関するガイダンス

Guidance on the assessment of the safety of feed additives for the target species

EFSA Journal 2017;15(10):5021 [19 pp.]. 17 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5021>

このガイダンス文書は、動物の栄養成分として使用される添加物の認可申請において、申請者による申請書の作成と提出を支援することを意図している。特に飼料添加物を適用動物種に使用する場合の安全性評価を対象としている。

● 消費者のための飼料添加物の安全性評価に関するガイダンス案についてのパブリックコメント募集結果

Outcome of the public consultation on the draft Guidance on the assessment of the safety of feed additives for the consumer

17 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1305e>

EFSA は、FEEDAP パネルが作成した、消費者のための飼料添加物の安全性評価に関するガイダンス案について、科学団体と全利害関係者から意見を受けるために、2017 年 5 月 24 日から 7 月 21 日までパブリックコメントを募集し、7 団体から 73 のコメントを受け取った。FEEDAP パネルは、受け取った質問/コメントを検討し、消費者のための飼料添加物の安全性評価に関するガイダンスの改訂版を作成した。このガイダンスは 2017 年 9 月 27 日の本会議で議論、採択され、EFSA Journal で発表される。

* 消費者のための飼料添加物の安全性評価に関するガイダンス

Guidance on the assessment of the safety of feed additives for the consumer

EFSA Journal 2017;15(10):5022 [17 pp.]. 17 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5022>

このガイダンス文書は、動物の栄養成分として使用される添加物の認可申請において、

申請者が申請書を作成し提出するのを支援することを意図している。特に消費者の安全性評価を対象にしている。

- **飼料添加物の同定、特徴付け、利用状況のガイダンス案についてのパブリックコメント募集結果**

Outcome of the public consultation on the draft guidance on the identity, characterisation and conditions of use of feed additives

17 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1306e>

EFSA は、FEEDAP パネルが作成した、飼料添加物の同定、特徴付け、使用条件のガイダンス案について、科学団体と全利害関係者からの意見を受けるため、2017年5月24日から6月7日までパブリックコメントを募集し、10団体から意見を受け取った。FEEDAP パネルは、受け取った質問やコメントを検討し、ガイダンスの改訂版を作成した。このガイダンスは2017年9月27日の本会議で議論、採択され EFSA Journal に発表される。

- *** 飼料添加物の同定、特徴付け、使用条件についてのガイダンス**

Guidance on the identity, characterisation and conditions of use of feed additives

EFSA Journal 2017;15(10):5023 [12 pp.]. 17 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5023>

このガイダンス文書は、動物の栄養成分として使用される添加物の認可申請において、申請者が申請書を作成し提出するのを支援することを意図している。特に添加物の同定、特徴付け、使用条件を対象とする。

- **ニワトリ肥育用、産卵鶏育成用、マイナー鳥種肥育用、マイナー鳥種の産卵期までの育成用に用いる AviMatrix®(安息香酸、ギ酸カルシウム、フマル酸)の安全性と有効性**

Safety and efficacy of AviMatrix® (benzoic acid, calcium formate and fumaric acid) for chickens for fattening, chickens reared for laying, minor avian species for fattening and minor avian species reared to point of lay

EFSA Journal 2017;15(10):5025 [8 pp.]. 17 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5025>

AviMatrix® (安息香酸、ギ酸カルシウム、フマル酸) は、畜産用添加物 (機能分類: その他の畜産用添加物) として用いることを意図した組成物で、ニワトリの肥育、産卵鶏の育成、マイナー鳥種の肥育、マイナー鳥種の産卵期までの育成の時期に、その育成成績を向上するために飼料に入れて用いられる。この添加物は、EU では認可されていない。2014年に、EFSA の FEEDAP(動物飼料に用いられる添加物、製品、化学物質に関するパネル) は、耐容性についてのデータが不十分で有効性の証拠も少なく一貫性を欠くため、この添加物の畜産用添加物としての安全性および有効性について決定的な結論を導くことはできないとする意見を採択した。この意見に関して、この添加物の対象動物における安全性と

有効性に関する追加データが申請者により提出した。FEEDAP は、肥育用のニワトリが最高推奨用量(完全飼料 1 kg 当たり 1,000 mg)を耐容するとみなしており、この結論は育成期の産卵鶏にも拡大適用することができると考えている。しかし、安全域に関する結論を導くことができていないため、肥育用のマイナー鳥種および産卵期までのマイナー鳥種に対するこの添加物の安全性については、肥育用ニワトリの結論を外挿することはできない。3 件の試験のデータから、完全飼料 1 kg 当たり 500 mg の AviMatrix®が肥育用のニワトリの育成成績を向上させる能力を有することが示されている。育成期の産卵鶏や肥育用のあるいは産卵期までのマイナー鳥種に対して推奨されている用量は、生理学的に同等なメジャー鳥種(肥育用ニワトリ)において有効性が示されたのと同じ用量である。したがって、肥育用ニワトリにおける有効性の結論を、育成期の産卵鶏に拡大適用することができ、肥育用のあるいは産卵期までのマイナー鳥種に対しても外挿することができる。

- **マイナー豚種用飼料添加物としての VevoVital® (安息香酸)の安全性と有効性**

Safety and efficacy of VevoVital® (benzoic acid) as feed additive for minor porcine species

EFSA Journal 2017;15(10):5026 [7 pp.]. 17 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5026>

FEEDAP パネルは、欧州委員会の要請を受けて、マイナー豚種に飼料添加物として与えられる VevoVital® (安息香酸)について、完全飼料 1 kg 当たり最大 5,000 mg の用量で畜産添加物として使用される場合の科学的見解を導出するよう求められた。FEEDAP パネルは、離乳仔豚(完全飼料 1 kg 当たり最大 5,000 mg 補完)と肥育用豚や繁殖用豚(完全飼料 1 kg 当たり最大 10,000 mg)における安全性と有効性は評価済みである。EFSA による評価の後、この添加物は、離乳仔豚、肥育用豚、雌豚の飼料への使用を認可されている。消費者や環境への安全性について、以前の評価を変えることとなるような新情報は得られていないため、考慮の対象を製品が適用される動物への安全性と製品の有効性だけに絞った。肥育用及び繁殖用のマイナー豚種において、完全飼料 1 kg 当たり 5,000 mg の添加量において VevoVital®は安全であると判断された。;マイナー豚種の離乳仔における安全性に関しては結論を導けなかった。VevoVital®は、完全飼料 1 kg 当たり 5,000 mg の用量で、マイナー豚種の尿の pH を下げる可能性がある。

- **採卵鶏用飼料添加物としての RONOZYME® WX (エンド-1,4-β-キシラナーゼ)の安全性と有効性**

Safety and efficacy of RONOZYME® WX (endo-1,4-β-xylanase) as a feed additive for laying hens

EFSA Journal 2017;15(10):5020 [8 pp.]. 20 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5020>

RONOZYME® WX は鶏肥育用、離乳仔豚および豚肥育用の飼料添加物として使用認可

されているエンド-1,4-β-キシラナーゼを含む添加物である。FEEDAP パネルは、2012 年に安全性と有効性に関する見解を示し、2016 年には申請者が提起した生産用菌株の変更に関しても見解を表明した。それらの見解において FEEDAP パネルは、この製品を飼料添加物として使用しても消費者の安全性や環境への懸念を生じることはないと結論した。RONOZYME® WX の新しい用途によって、この結論を変えられることはない。申請者が提出した許容試験の結果から、飼料 1 kg につき 100 単位(FXU: Farvet Xylan Unit)の推奨用量において、採卵鶏に安全だと結論した。有効性については十分な証拠がなく、結論を導けない。

6. R4EU プラットフォームの自動登録化と単回認証手続き化

Self-registration and single sign-on for the R4EU Platform

19 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1294e>

EFSA のウェブ上で動作するデータ統計分析アプリケーション R4EU へのアクセスをより簡単にするために、改良が申し入れられた。自動登録では、R4EU に登録する人の国と所属組織の履歴が維持されなくてはならないようにする。単回認証手続き化により、R4EU だけでなく、他のウェブアプリケーションにも認証履歴が引き継がれるようになる。

7. トリフロキシストロビンの農薬リスク評価についてのピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance trifloxystrobin

EFSA Journal 2017;15(10):4989 [29 pp.]. 20 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4989>

初期リスク評価の担当国である英国及びギリシャの報告書をもとにピアレビューを実施した。リンゴ、洋ナシ、マルメロ、ブドウおよびイチゴの防カビ剤という、トリフロキシストロビンの典型的な使用形態における評価に基づいて、結論が導かれた。規制目的のリスク評価に適した信頼できるエンドポイントは提示されている。しかし、規制の枠組みのなかで求められる情報が不足していたため、懸念が確認された。不足している情報については一覧にまとめた。

8. 花粉と花蜜の残留農薬データの収集と分析—最終報告

Collection and analysis of pesticide residue data for pollen and nectar – Final Report

20 October 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1303e>

EFSA プロジェクトの外部委託調査報告書。花粉、花蜜、花蜜を含む糖、花粉を含むタンパク質中の残留農薬量及び残留減衰に関するデータベースを作成するために、残留試験で得られた新しい情報の収集とその評価がなされ、役立てられた。農薬の残留濃度は、花蜜の方が花粉よりも統計学的に有意に低かった。植物別では、アブラナにおける残留濃度が、

Phacelia tanacetifolia や他の種類の農作物におけるよりも、花粉についても花蜜についても高かった。花蜜や花粉における単位散布量当たりの残留農薬濃度(RUD: Residue per Unit Dose) は、農薬によって違いがみられた。農薬の水溶性や土壌有機炭素-水分配係数 (Koc) と花蜜における残留濃度との間には、弱い正の相関が認められたが、花粉ではそのような相関は認められなかった。花蜜と花粉での農薬の残留減衰は土壌や水中における減衰との相関性が認められなかった。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. FSA の社会科学イベントへの参加招待

Invitation to attend Social Science in the FSA event

12 October 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16613/invitation-to-attend-social-science-in-the-fsa-event>

2017年11月6日にロンドンで開催される ESRC 社会科学フェスティバルの一環として開催される。

英国の小売り部門からの回収とリコールの効率化、経済のプラットフォームで食品を規制する、食品のオンラインマーケティングの増加を理解し統制する、食品関連リスクの消費者の認識と受容性、食品安全リスクを QALY で推定する、食物アレルギーの人の状況、新しい方法を使う : Twitter でノロウイルスのアウトブレイクを予想する、など。

2. 未登録かつ未承認のアイスクリーム製造業者(Zac Ices または Lucky Gold Leaf)に要注意

Consumers warned about unregistered and unapproved ice-cream producer, Zac Ices (or Lucky Gold Leaf)

12 October 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16621/consumers-warned-about-unregistered-and-unapproved-ice-cream-producer-zac-ices-or-lucky-gold-leaf>

消費者は、未登録かつ未承認の食品事業者 Zak Ices が、承認コード UK KM058 EEC を使ってアイスクリームを製造していたので注意してほしい。この食品事業者が使用していた承認コードはかつて別の会社の物であり、2007年に取り下げられている。

この食品事業者は、同じ承認コードを使って Lucky Gold Leaf の名でもアイスクリームを製造している。我々は、Zak Ices(または Lucky Gold Leaf)が製造したアイスクリームの販売リストを入手したが、Kirklees 評議会が行った調査によると、いくつかの企業がこの食品事業者からアイスクリームの供給を受けていたことが確認された。

現在までに確認された製品のリストは以下の通りであるが、下に示した味以外の物もある可能性がある。

◇確認された製品

- ・製品名: ZAK ICES シリーズ

バニラアイスクリーム (バッチコード: なし、包装材の記載: 白色カップ)、ピスタチオアイスクリーム、ミントマニアアイスクリーム、ラッキーアイスクリーム、パノフィーパイ、マンゴークルフィ、ミントチョコチップ、ピスタチクルフィ、バブルガムアイスクリーム (バッチコード: なし、包装材の記載: 白色カップ)、ピスタチクルフィ、

- ・製品名: Lucky Gold Leaf シリーズ

マンゴークルフィ

◇リスク

これらのアイスクリームは未登録かつ未承認の施設で製造されているため、製造及び衛生管理がどのようにそれらの施設でとられていたか不明である。

◇消費者へのアドバイス

上記の製品を所持していても、食べないこと。

- ・地方の所轄官庁に対して発せられた食品に関する注意喚起文書

<https://www.food.gov.uk/sites/default/files/fafa-02-2017-notice-for-las-zac-ices.pdf>

◇実行されたこと

Kirklees 評議会は、Kirklees にある事業所を訪れ、見つかった製品を撤収した。

◇製品の回収および撤収について

食料製品に売られるべきでないことを意味する問題がある場合、そうした製品は「撤収」(陳列棚/市場から取り除く)もしくは「回収」(消費者に返品を求める)される可能性がある。FSA は、消費者や地方の所轄官庁が食品に関する問題を察知できるよう、製品撤収警告情報および製品回収警告情報を出す。場合によっては、「食品安全警告」を出すこともある。これにより地方の所轄官庁は、消費者のために取られる具体的な行動の詳細についての提示を受ける。

3. HIGH5、スポーツ用栄養食品「Energy Source Summer Fruits」をアレルギー物質未申告のため回収

HIGH5 recalls Energy Source Summer Fruits products due to undeclared allergens

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16626/high5-recalls-energy-source-summer-fruits>

英国のスポーツ用栄養食品会社の HIGH5 は、Energy Source Summer Fruits シリーズの小袋製品(Sachets)、特選パック品(Selection Packs)、少量パック品(Small Taster Packs)、およびボトル詰め品(Filled Bottles)を、ラベルに記載していない大豆や牛乳が含まれているため、回収することとした。これらの製品は、大豆アレルギーの人や牛乳および乳成分へのアレルギーや不耐症の人に、健康上のリスクを生じさせる恐れがある。

◇リスク

これらの製品は、大豆や牛乳を含んでおり、大豆アレルギーの人や牛乳および乳成分へのアレルギーや不耐症の人に、健康上のリスクを生じさせる可能性がある。

◇FSA から消費者への提言

上記の製品のいずれかを購入し、大豆へのアレルギーないしは牛乳および乳成分へのアレルギーや不耐症を有する人は、それらの製品を食べないこと。購入した店に返品すれば、全額返金してもらえらる。

◇HIGH5 社による措置

HIGH5 社は、消費者からの上記製品の回収を行っており、また関連のアレルギー患者支援組織には連絡済みで、それらの加盟者に今回の回収処置について伝えてもらおうとしている。さらに、購買者に向けて店頭用の告知書を発行した。これらの告知書は、なぜ製品が回収処置となったのかを説明し、購入した人はどうすればよいかを案内するものとなっている。以下のウェブサイトから告知書の1つを閲覧できる。

<https://www.food.gov.uk/sites/default/files/customer-notice-high-five.pdf>

◇アレルギー警告 (Allergy alerts) について

食料製品においては、販売禁止と判断される問題がたびたび起こると考えられる。そうした場合、製品は「撤収」(陳列棚/市場から除去)ないしは「回収」(消費者に返品を求める)されることになる可能性がある。食品は、アレルギー表記が抜けていたり間違っていたりしたために消費者にリスクが及ぶ時、もしくは他の食品アレルギーのリスクがある場合には、撤収や回収されなければならないこともある。食品アレルギーのリスクが生じた場合、FSA は Allergy Alert を発する。

● 英国公衆衛生庁 (PHE: Public Health England)

<https://www.gov.uk/government/organisations/public-health-england>

1. 英国の中皮腫、2015

Mesothelioma in the UK, 2015

HPR volume 11 issue 36: news (13 October)

<https://www.gov.uk/government/publications/health-protection-report-volume-11-2017/hpr-volume-11-issue-36-news-13-october#mesothelioma-in-the-uk-2015>

HSE が最近、中皮腫による死亡の年次統計を発表し、1950年代から1980年代の工業用アスベスト使用による「ロングテール (長く残る)」職業健康影響を記録した。ファクトシートでは1981年から2015年の期間におこった死亡の地理的詳細データも含む。

- ・2015年の英国での中皮腫による死亡は2,542でその前の3年と同程度。
- ・年間の死亡者数が減り始めると予測される2020年代になるまでは年間2,500人程度の死

亡が続くだろう。

- ・中皮腫による年間死者数の増加の継続は主に 70 才以上の人の死亡による。
- ・2015 年の死者は男性 2,135 人、女性 407 人で、その前までの 3 年間と同程度。
- ・2015 年に労働災害による中皮腫のため年金受給者として新たに認定されたのは 2,130 人で 2014 年は 2,215 人。
- ・アスベストが広範に使われた建築業界で働いていた男性が最も中皮腫リスクが高い。

* Mesothelioma

<http://www.hse.gov.uk/statistics/causdis/mesothelioma/index.htm>

(死者数の経年傾向の図を掲載)

-
- 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

1. Behind the Headlines

- 妊娠中のベジタリアン食と子どもの薬物乱用とを関連づける研究結果

Study links vegetarian diet in pregnancy to substance abuse in offspring

Wednesday October 4 2017

<https://www.nhs.uk/news/pregnancy-and-child/study-links-vegetarian-diet-pregnancy-substance-abuse-offspring/>

「妊娠中にベジタリアン食であった女性の子どもの薬物やアルコールの乱用をするようになる可能性が 3 倍高い」と英国大衆紙の電子版 Mail Online は報道している。研究者は、15 歳の子供における薬物乱用とその母親の妊娠中の食事との関係を発見したと言う。しかし、妊娠中に肉を避けることがティーンエイジャーの薬物乱用の「引き金」になるのかということについては、全く明確にされていない。

この研究は、英国における長期にわたる調査に基づいている。研究者は 10,000 人近くのティーンエイジャーにアルコール、大麻およびタバコの使用歴について質問し、約半数から回答を得た。その後、それらのティーンエイジャーの母親が記入した妊娠中の食事の記録を調べ、薬物使用歴と食事との間に関連が見つけられるかどうかを検討した。

研究によると、妊娠中に多く肉を食べた女性の子供は、ほとんど食べないあるいは全く食べなかった女性の子供と比較すると、15 歳の段階でアルコール、大麻またはタバコの摂取者になる可能性が低いことがわかった。研究者は、このことは、肉を食べない女性では脳の発達に影響を与えるビタミン B12 の摂取が少なくなるために生じたと推測している。しかし、妊娠中の食事が間違いなくその原因であるかどうかはわからない。ティーンエイジャーが薬物やアルコールを使用するかどうかのような複雑な事象には、多くの要因が関係している可能性が高い。この研究は、認められた関連性が食事以外の要因によるもので

ある可能性を否定できていない。

とは言うものの、妊娠中には、鉄、ビタミン B12 およびカルシウムを含め、必要とされる全ての栄養素を取ることが重要である。補助的にサプリメントを必要とする女性もいるかもしれないが、肉や乳製品を食べなくてもそれらの栄養素は摂取できる。妊娠中のベジタリアンやベジタリアン食に関する助言の詳細は以下のウェブサイトで閲覧できる。

(<https://www.nhs.uk/Livewell/Vegetarianhealth/Pages/Pregnancyandchildren.aspx>)

- **朝食を食べない習慣は動脈硬化に関連づけられる**

Regularly skipping breakfast linked to hardening of the arteries

Wednesday October 3 2017

<https://www.nhs.uk/news/food-and-diet/regularly-skipping-breakfast-linked-hardening-arteries/>

「朝食を食べないことは心臓の不健康状態と関連がある可能性がある」と英国大手日刊紙 Guardian は報道している。スペインの研究者は、朝食を定期的に食べない人は、プラークとして知られる脂肪性沈着物の増加のため動脈が硬化や肥厚を起こし、アテローム性動脈硬化症になる可能性が高いということを発見した。アテローム性動脈硬化症は、たいてい最初は目立った症状はないが、悪化すると最終的には心臓発作や脳卒中のような命に関わる問題につながり得る。

研究者は、心疾患でないと思われる約 4,000 人の中高年の銀行員の朝食習慣と動脈の健康状態を調べた。朝食を食べなかった人は、少なくとも 1 日の 1/5 のカロリーである朝食-1 日推奨摂取量が 2500 キロカロリーとされる成人男性の場合、500 キロカロリー以上を食べた人に比べて、プラークを有している可能性が高いことが判明した。研究では、時間が経つと被検者の動脈にどのような変化が起きるかを調べるため、被検者の追跡調査を実施する予定である。

この研究では、朝食習慣と動脈の健康状態とが同時期に評価されたので、朝食を食べないことが直接、動脈の健康状態に影響していたかどうかはわからない。また、朝食を食べないことは、喫煙をすることが多かったり BMI が高くなったりするなど、他の行動においても不健康な傾向のある人々に共有されている習慣であるように強く思われた。

もし体重を減らそうとしている場合、朝食を食べないことは魅力的な選択肢に思えるかもしれないが、その日それ以降の時間に不健康なお菓子を食べたり、過食になったりするならば、それは逆効果である。

- **ビタミン D が喘息の悪化をある程度防ぐ可能性について**

Vitamin D may prevent asthma worsening for some

Thursday October 5 2017

<https://www.nhs.uk/news/heart-and-lungs/vitamin-d-supplements-may-prevent-asthma-worsening-some/>

「ビタミン D サプリメントは深刻な喘息発作から身を守る」と英国一般紙 Daily Telegraph は報道している。この見出しは、喘息患者においてビタミン D サプリメント摂取とプラセボ摂取とを比較した 7 件の試験から集めたデータのレビューに基づいている。

研究者は、ビタミン D が「喘息増悪」と呼ばれる、入院や経口ステロイド治療が必要となる深刻な喘息症状の発現のリスクを減らすかどうか調べようとした。結果として、研究者はビタミン D サプリメントによって喘息増悪のリスクが 26%減ったという知見を得た。さらに分析すると、予防効果は、最初にビタミン D 欠乏状態だった人々にのみ見られた。しかし、このエビデンスにおいては、主要な欠点として、喘息増悪の発症例が少ないことが挙げられる。具体的には、2 件の試験においては喘息増悪が皆無であり、もう 1 件では 1 回起きたただけであった。さらにデータの対象者の内の開始時にビタミン D 欠乏であったのは 92 人だけであった。つまりリスクの推定が、少ない例数に基づいていること意味し、正確性が低減する可能性がある。

目下のところ、ビタミン D 欠乏のリスクがある人や 1 歳から 4 歳の幼児を含めた特定の集団には、1 年を通してビタミン D サプリメントをとることが推奨されている。全ての成人と子供は、日光が少ない時期の秋季や冬季は 1 日 10 µg のビタミン D を取ることを検討するよう提言されている。

喘息発作の際、何をすべきかについては以下のウェブサイトを閲覧されたい。

(<https://www.nhs.uk/Livewell/asthma/Pages/Asthmaattacks.aspx>)

● 蜂蜜サンプルの 3/4 に農薬の痕跡がある

Three-quarters of honey samples contain pesticide traces

Friday October 6 2017

<https://www.nhs.uk/news/food-and-diet/three-quarters-honey-samples-contain-pesticide-traces/>

「世界の蜂蜜は、ミツバチに有害と知られている強い農薬で汚染されている。」と英国大手日刊紙 Guardian は報道している。

これは、世界中の多様な地域から採取した 200 検体近い蜂蜜サンプルを分析し、75%がネオニコチノイドと呼ばれる農薬の一種の痕跡を含んでいたことが分かったという研究に基づくものである。

ネオニコチノイド類は 1980 年代に商業的に利用できるようになり、鳥類や哺乳類に被害をあまり与えない農薬の一種として市販化された。しかし 1990 年代以降、ミツバチに有害である可能性を主張してきた研究者もおり、少なくとも部分的には、ヨーロッパにおいてミツバチの数が急減した原因となったと考えられる。

測定サンプルにおける平均濃度は、蜂蜜 1 グラムあたり 1.8 ナノグラム(ng/g)であった。これは、ネオニコチノイド類のうち 3 種に設定されている 50 ng/g や他の 2 種に設定されている 10 ng/g という EU の最大許容濃度よりずっと低い値である。検出された程度の低濃度は、ヒトにはいかなるリスクも生じないと思われているが、ミツバチやその他の蜜を集め

花粉を運ぶ昆虫への有害性とは関連付けられてきた。

この研究は、一般の人々に過度の警告を与えるものではなく、おそらくゴミ箱に蜂蜜のビンを捨てる必要もないだろう。そうは言っても、世界的な農薬の使用は環境保護への懸念となる。2020年までは施行されないが、フランスはすでにこれらの農薬の使用を完全に禁止したという話であり、他の国々も後に続くかもしれない。

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 食品と接触する資材中の印刷インクや一級芳香族アミンについての FAQ

Frequently Asked Questions about Printing Inks and Primary Aromatic Amines in Food Contact Materials

BfR FAQ of 22 June 2017

http://www.bfr.bund.de/en/frequently_asked_questions_about_printing_inks_and_primary_aromatic_aminos_in_food_contact_materials-191650.html

印刷インクは、対策が取られていない限り、食品に移行して消費者に摂取される可能性のある物質を含んでいる。このため、ドイツ連邦食糧農業省(BMEL)は、消費財条例改正案、いわゆる「印刷インク規制」を提示した。

BfR は、食品と接触する資材や製品中の印刷インクおよび一級芳香族アミンにより生じ得る健康リスクについて、よく寄せられる質問を編集し、以下に示した。

Q: 食品と接触する製品に使用される印刷インクはどの程度安全?

A: 欧州印刷インク協会が提出した情報によると、印刷インクにはおよそ 5,000 種類の化学物質が使用されている。たとえあったとしても、これらの物質の 90 %については不十分な毒性データしか得られていないため、今のところ食品と接触する資材に使用される印刷インクによる健康リスクを包括的に評価するのは不可能である。

Q: 消費者が直面する健康リスクは?

A: 食品への印刷インクの移行により生じる可能性のある健康リスクは、各化学物質の特性によって異なる。このため健康の観点からそれらの化学物質を評価しなければならず、それに応じて食品への移行を規制しなければならない。

例えば、一級芳香族アミン(PAA)は、印刷された包装材や紙ナプキンでも使用される顔料に不純物として含まれ、食品に移行することがある。いくつかの PAA は発がん性や変異原性を有する。長期間の接触により PAA は食品に移行する可能性があり、その後、ヒトに摂取される可能性がある。

Q: 一級芳香族アミン(PAA)とは?

A: 「一級芳香族アミン(PAA)」という名称は、化学物質の一群を示すもので、それらの最

も簡単な代表例はアニリンとも呼ばれるアミノベンゼンである。アゾ顔料と呼ばれる着色料の製造に用いられ、黄色 - オレンジ - 赤の範囲の色を発する役目を果たす。

Q: PAA はどのようにして印刷インクに入り込む？

A: アゾ顔料は印刷インクの着色成分として使用されるため、それらは紙ナプキンやパンの包みなどの食品と接触する印刷材料や印刷物にも使用されていることになる。インクが製造される際に使用される PAA の残留物は、最終的にできる顔料に不純物として残っている可能性がある。

Q: PAA はどのように食品に移行する？

A: 印刷が施されたナプキンを使用して食事を出したり食品を包んだりする際、印刷面が長期間食品と接触すると、その結果印刷インク成分が移行し得る。長期間紙で食品を保存する場合にも同じことが当てはまる。

Q: PAA が消費者に引き起こす健康リスクとは？

A: 健康の観点から、PAA 化合物類を代表するいくつかの化学物質の発がん性に注意を払わなければならない。多くの PAA は発がん性に関して分類されていないが、いくつかの PAA はヒトに対する発がん性物質として知られている。動物試験を含む研究に基づき、ヒトに対して発がん性の可能性があると思なされているものもある。カラフルに印刷された紙ナプキンやパンの包みにおいては、食品と接触する他の資材と同様に、いくつかの PAA が食品に移行して健康リスクを引き起こす可能性がある。得られている情報に基づく、皮膚や粘膜(唇)との短時間の接触では、健康を脅かす PAA の移行は起こりそうもないと考えられる。

Q: 食品と接触することを意図した資材や物品からの PAA の移行についてはどのような規制がある？

A: 食品と接触することが意図されているプラスチックの材料や品物に関する EU 規則 No. 10/2011 によると、PAA の移行は、それぞれを特定せずに全体として測定した場合でも非検出でなくてはならない。この要件を実証する場合の検出限界値は、食品 1 kg 当たり 0.01mg とされている。この限界値は他の素材からの PAA の移行を評価するためにも使用されている。

Q: 食品と接触する資材に用いられる印刷インク中の PAA に関して BfR が提言していることは？

A: BfR は、PAA を発がん性有りと分類する際の基準値をレビューするよう提言している。消費者とこれらの化学物質との接触は、できる限り少なくする必要がある。BfR の見解では、これらの PAA には ALARA 原則を当てはめるべきで、食品と接触する資材における PAA の存在は技術的に可能な限り低くするべきと考えている。PAA 総量についての既存の基準値に加えて、BfR は、発がん性有りと分類された個々の PAA 化学物質の移行に対して、追加制限を設けることを提言している。食品や食品擬似物へのこうした PAA の移行は、食品ないしは食品擬似物 1 kg 当たり 0.002 mg という分析検出限界値、すなわち PAA 総量についての現行の基準値の 1/5 でも検出されてはならない、というのが提言である。この提言は、

消費材製品規制(「印刷インク規則」)の改正に向けた最新の規制案に準拠している。また、BfR は、発がん性の芳香族アミン成分を含まない顔料だけを使用することも提言している。

Q: BfR が食品と接触する資材の印刷に対して一般的に提言することは？

A: 基本原則として、食品と接触する資材が印刷インク成分の移行の可能性を妨げるバリアを持たない場合、そうした資材の印刷に使われる物質は、健康についての評価が実施済みのもにに限られるべきである。BfR は、ドイツ連邦食糧農業省がいわゆる「印刷インク規制」の改定案に含めているリストに対応したポジティブリストを作成した。そのポジティブリストには、リスク評価の結果が得られている化学物質だけが収載されており、それらの化学物質の健康への影響が評価できるようになっており、食品への移行の安全な基準値が導出されている。同等の法規則はかなり以前から存在していて、食品と接触することを想定しているプラスチック製品の製造に使用される化学物質に関して、こうした取り組みが意味あるものであることを証明している。

Q: 消費者ができることは？

A: アゾ顔料から PAA が食品に移行するのを避けるための BfR の提言は、主に管理当局と製造業者を対象としている。根本的に、選択肢としては、長期間にわたり家庭で食品を保管するには印刷された包装やナプキン(黄色 - オレンジ - 赤の範囲の色のもの)の使用を避けることが考えられる。

* 食品と接触する資材中の印刷インクや一級芳香族アミンに関する BfR のウェブサイト上の追加情報

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/primary-aromatic-amines-from-printed-food-contact-materials-such-as-napkins-or-bakery-bags.pdf>

2. グリホサートの欧州での評価は品質保証された条件で独自に行われたものである

European assessment of glyphosate was conducted with quality assurance and independently

41/2017, 11.10.2017

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2017/41/european_assessment_of_glyphosate_was_conducted_with_quality_assurance_and_independently-202097.html

— 欧州化学品庁 (ECHA) と EFSA は、欧州議会のグリホサートに関する公聴会で、欧州におけるグリホサートの評価が正しい手順で行われたことを論証した —

「モンサントの論文とグリホサート」という議題で、農業・農村開発委員会と環境・公衆衛生・食品安全委員会の合同公聴会が、2017年10月11日にブリュッセルの欧州議会で開催された。EFSA や NGOs や大学の代表など、参加した欧州機関の専門家が、評価結果や農薬有効成分グリホサートの認可手順を話し合った。EU 加盟国それぞれとの協議および公聴会の後、EFSA が有効成分グリホサートの認可に係わる EU リスク評価についての結論が導かれ、その後、分類および表記に関して ECHA が実施した EU としてのハザード分析についての結論が導出された。申請者のオリジナルデータを調査した世界中の評価機関

は、確立され国際的に認定されている標準的な毒性学的手順に基づいて独自に評価を行った後、現在得られている知見よると、国際がん研究機関(IARC; International Agency for Research on Cancer)が提案しているようなグリホサートを「おそらくヒトに対して発がん性がある」には分類するべきではないという結論に至った。BfR 長官 Dr. Andreas Hensel 教授は、「世界中の機関による統一したこの評価を踏まえると、グリホサートの再認可の政治的決断に役立つ、科学的に構築された根拠が確立されたと言える」と述べ、「世間の議論は、いつも科学的評価の結果に関してなされているわけではなく、それよりも手続き上の問題に関して行われることが多い。BfR は、欧州の評価が完全に理解されるよう、オリジナルデータの透明性を高めることを提起し続けてきた」と付け加えた。BfR は、欧州議会の農業・農村開発委員会(AGRI; Committee for Agriculture and Rural Development)に、特に必要であると認められた場合には、EU 議会の一般公聴会に参加するよう提案した。

再評価に欠かせないのは、農薬有効成分グリホサートのリスク評価である。これについては、EU 加盟の全 28 ヶ国、EFSA、および ECHA による協議を経て結論が導かれた。申請者のオリジナルデータを調査した欧州と世界中の各評価機関も、確立され国際的に認定された毒性学的手順に基づいて彼ら独自の評価を実施した後、現在得られる知見に基づき、グリホサートは発がん物質に分類すべきではないという結論に達した。IARC の報告書が公表された後、グリホサートの評価担当国である BfR は、IARC 評価のもととなった追加の公表文献についても再調査した。

EU 議会の公聴会には、NGO 顧問の Christopher Portier 氏も参加し、オリジナルデータを評価したのは BfR だけだと主張したが、これは事実とは異なる。評価担当国はドイツ共和国である。EFSA と ECHA は、彼らと独立的な専門家パネルも、BfR の評価と加盟各国の指摘事項に加えて、オリジナルデータを自由に利用できていたことを明確にした。Portier 氏は、欧州委員会の委員長宛の 2017 年 5 月の公開状の中で、動物実験の腫瘍の知見が欧州のリスク評価で考慮されていないという主張も行っている。一方、EFSA は、これに対し、関連する試験のオリジナルデータをありのままに参照して異議を唱えている。言及された全ての試験のオリジナルデータは、信頼性と妥当性に基づき欧州機関の評価において考慮されており、調和のとれた科学的原則や正当な EU の技術ガイドラインに則って評価されている。

ある団体は、グリホサートの件で、BfR が申請者の見解と関係する試験についての申請者の解釈を批判や審査することなく採択していると主張しているが、EFSA はこの日の公聴会で、BfR がそのようなことを行っていないことを再確認した。評価担当国が評価報告書(RAR)を作成する際には、まず批判的なレビューを行うが、その後、申請者のオリジナル試験と試験の要約から文章を構築することも、それらの内容が同意できるものであるならば、標準的な実務である。

- ・公聴会の動画

<http://audiovisual.europarl.europa.eu/Assetdetail.aspx?id=1d326827-91e9-4234-b0b4-a8090086e779>

ドイツは、グリホサートの欧州における認可手続きの報告国として任命された。BfRはこのケースでは、農薬の有効成分グリホサートを評価した唯一の機関ではなかった。他のドイツの機関 Julius-Kühn 研究所(JKI)、ドイツ連邦環境省(UBA; UmweltBundesAmt)、およびドイツ連邦消費者保護・食品安全庁(BVL; Bundesamt für Verbraucherschutz und Lebensmittelsicherheit)も、申請者の書類に基づき、RAR のための文章を作成した。この RAR は、付属文書も含め、その後の手続き段階で、統括機関である EFSA も利用可能であった。

BfR の全ての業務分野—科学、評価、情報、管理—は、品質基準 DIN EN ISO 9001 に整合するものとして 2010 年から認証されている。これに加えて、科学、評価、管理の業務分野は、DIN EN ISO 9001:2008 に整合するものとして、2010 年から TÜV Nord(ドイツの認証機関)により認証されている。BfR はこれらの認定を備えて、特に科学的品質水準の高い国際文書を提供しており、消費者の健康保護という重要な任務に真剣に向き合っていることを行動で示している。

●オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所: National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 堆肥中フィプロニルの環境リスク: 土壌への堆肥使用のリスク評価

Environmental risks of fipronil in manure: Risk assessment of manure application on soil

17-10-2017

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2017/oktober/Environmental_risks_of_fipronil_in_manure_Risk_assessment_of_manure_application_on_soil

オランダで違法に家禽ワクモ治療に使われたフィプロニルは、土壌や地表水中の無脊椎動物に低濃度でも毒性がある。従って汚染鶏糞を介して環境に入ることを予防することが重要である。環境的には汚染鶏糞は焼却処理するのがベストである。フィプロニルは焼却で完全に壊れる。コンポストや堆肥消化のような他のプロセスでは分解しない。分解速度が遅いので一時保管は解決法にならない。

極めて低濃度のフィプロニルを含む鶏糞を土壌に散布しても、ほとんどの場合環境基準を超えることはないだろう。しかしオランダの土壌規制における有機肥料の認可では、規制値の目的は「無視できるリスク」を超えないことではない。RIVM は無視できるリスク濃度を超える可能性を排除できない。

フィプロニル汚染のあった農場の堆肥を処理することの経済的帰結については評価して

いない。この研究結果は意志決定の基礎として経済省に利用されるだろう。

●アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. FSAI が 2016 年の年次報告書を公表

FSAI Publishes 2016 Annual Report

Thursday, 12 October 2017

https://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/2016_annual_report_12102017.html

FSAI は、2016 年の主要活動の要点を述べた年次報告書を公表した。この報告書では、食品に関連して公衆衛生を守る取り組みの中で中核となる規制機能を通して提供された重要な成果に光を当てている。FSAI は、業務契約協定の下で活動する公式機関と協同して、食品業界の効果的な規制を行うことを通して公衆衛生を守っている。

2016 年の主要な特記事項と達成事項は以下のとおりである。

- ・ 過去 10 年で最も多い 39 件の食品警告が出された。食品警告は、異物、病原菌(微生物)または化学物質汚染を含む様々な理由によりアイルランドの市場から製品回収または撤収がなされるという結果をもたらした。
- ・ 28 件の食品アレルギー警告が出された。アイルランドでは、2016 年に不適切な表示や表記がなされたアレルギーとして最も多かったのは、牛乳、大豆、卵及びナッツであった。
- ・ 約 49,404 の食品事業者が、FSAI との業務契約下にある公式機関の監視下におかれた。この数は、2015 年以来小幅な増加(0.65%)である。
- ・ 106 件の執行命令が食品安全法違反のために食品事業者に送達された。それらの執行命令は、保健サービス局(HSE: Health Service Executive)の環境衛生官と地方管轄局の獣医検査官によって公表された。これらには、94 件の閉鎖命令、3 件の改善命令及び 9 件の差止命令が含まれる。
- ・ アドバイスライン(相談電話)は、消費者；食品業務部門で就労する人；製造業者；小売業者；研究者やコンサルタントを含めた様々な人からの 10,497 件の相談を扱った。このうち 3,202 件は食品、食品販売店舗また食品表示についての消費者からの苦情に関連していた。
- ・ 2,625 のフードサプリメントが、安全性と健康強調表示に関して審査された。
- ・ FSAI は、食品法があらゆる角度から遵守されるために、食品のサンプリングや検査を統括し監督する。2016 年には、56,588 以上のサンプルが採取され検査された。
- ・ リスク管理に関する決定を支える科学的根拠を提示するため、166 件のリスク評価を実施した。

- ・ 食品法違反や食品偽装が疑われる 34 件の事例が調査された。

FSAI の長官 Dr Pamela Byrne によると、2016 年は、2016-2018 FSAI 戦略の一年目を示しており、組織がこれから 3 年間歩む重要なロードマップの開始に当たる。

戦略では、数多くの意欲的な長期的目標が定められ、長期的目標はいずれも一連の明確に定義された中期的目標で支えられている。すべての中期的目標は、急速な食品業界の変化と進化を規制する最前線に FSAI が置かれ続ける状況を生み出す、一連の重要な成果につながる。

「根本において、我々の戦略のビジョンは、すべての人に安全で信頼できる食品を保証し続けることである。我々は、消費者保護に重点を置き、協力的な食品安全コミュニティを統率し、絶え間なく食品の基準を高ようと努めるとともに、食品業界が規則を守るだけでなく、基準を上回ろうとするアイルランドの優れた文化を創造しようとしている。」と Dr Byrne は話を結んだ。

アイルランド食品安全局一年次報告書 2016 原文は、以下のウェブサイトで参照できる。

https://www.fsai.ie/publications_annual_report2016/

-
- 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. FDA 主催の農業バイオ技術の教育および支援に関する公開集会のお知らせ(2 ヶ所)

FDA Announces Two Public Meetings on Agricultural Biotechnology Education and Outreach

October 12, 2017

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm579083.htm>

米国食品医薬品局は、農業バイオ技術の教育および支援構想*に関し、ノースカロライナ州のシャーロットおよびカリフォルニア州のサンフランシスコで公開集会を開催する。米国会議は、この構想に 300 万ドルの拠出を決め、FDA に対し、米国農務省(USDA)と一緒に、市民に向けて、農業バイオ技術およびバイオ技術で作られる食品成分ならびに動物飼料成分に関して、教育や支援を提供することを求めている。

この公開集会の目的は、市民に情報、経験および提言を共有する機会を提供し、市民がこの教育・支援構想の進展についてよく知ることができるようにすることである。

*Agricultural Biotechnology Education and Outreach Initiative

<https://www.fda.gov/Food/ResourcesForYou/Consumers/ucm579348.htm>

2. FDA、動物飼料における現行適正製造規範についてのガイダンス文書、および食品安全近代化法における「専従」による適用除外についてのガイダンス文書を発表

FDA Releases Guidances on Animal Food CGMPs and the FSMA ‘Solely Engaged’

Exemptions

October 19, 2017

<http://s2027422842.t.en25.com/e/es?s=2027422842&e=8188&elqTrackId=B1F0B909CCF90C71B9C490C37BFE6647&elq=984f9e05aa5e42109aa14a8164cff950&elqaid=931&elqat=1>

FDA は本日、動物飼料の予防的管理規則（Preventive Controls for Animal Food rule）やヒト用食品の予防的管理規則（Preventive Controls for Human Food rule）の対象となり得る施設向けに、2つのガイダンス文書を公表した。

その一つは、動物飼料製造施設が、動物飼料の予防的管理規則で定められた現行適正製造規範(CGMP; Current Good Manufacturing Practice)の要件を満たさなければならない立場にあるかどうかを判断するのに役立つものであり、CGMP の要件を満たすための説明と推奨事項を提供するものである。こちらのガイダンス文書は、『製造業向けガイダンス #235 動物用飼料の適正製造規範要件』*1 と題され、施設がどの程度 CGMP の要件を遵守しているかを自己診断するのに役立つと思われるツールも含まれている。

***1 : Guidance for Industry #235 Current Good Manufacturing Practice Requirements for Food for Animals**

<https://www.fda.gov/downloads/AnimalVeterinary/GuidanceComplianceEnforcement/GuidanceforIndustry/UCM499200.pdf>

もう一つは、動物飼料の予防的管理規則やヒト用食品の予防的管理規則における、「専従（solely engaged）」による除外の適用を扱ったガイダンス案である。このガイダンス案は、施設が特定の活動に「専従」していることを理由に、CGMP や予防的管理要件の適用から除外される場合について説明している。このガイダンス案はまた、施設が他の活動も行っていて、「専従」除外が適用されない場合についても解説している。

「専従」除外には、生鮮農産物の一時保有又は輸送、生鮮農産物（果物や野菜を除く）の保管、露出されていない包装済食品の保管、及びナッツの調製（殻剥き、乾燥、包装、保管などを専門とし、ローストなどの追加の加工処理を行わない施設）や綿繰り（綿と種を分ける綿繰りを専門とし、綿実からの搾油などの追加の加工処理を行わない施設）の施設が関係する。このガイダンス案は、『規則の第 117 および 507 編における「専従」除外の適用』*2 と題され、180 日間のパブリックコメント募集中に開示されている。

***2 : Application of the “Solely Engaged” Exemptions in Parts 117 and 507: Guidance for Industry**

<https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/ucm580204.htm>

対象となる大小の事業者は、今後、動物飼料の CGMP 要件を遵守することが求められる（非常に小規模の事業者には遵守までの猶予期間が設けられる）。大規模な動物飼料製造業者は、今後、予防的管理条項を遵守する必要もある。ヒト用食品の製造においても、対象となる大小の事業者は、今後、ヒト用食品の CGMP および予防的管理条項を遵守すること

が求められる（非常に小規模の事業体には遵守までの猶予期間が設けられる）。

食品安全近代化法の規則の詳細については、FDA のウェブサイト(<https://www.fda.gov/>)を参照のこと。

3. FSMA 遵守に向けた重要な日時を掲載した新しいウェブページと予定表を公表

New Web Page and Timeline List Key FSMA Compliance Dates

October 23, 2017

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm581472.htm>

FDA は新しいウェブページを作成し、米国食品安全近代化法（FSMA: Food Safety Modernization Act)の基礎となる規則の遵守期日を掲載した。

* 遵守期日（Compliance Dates）

<https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm540944.htm>

以下の規則が含まれる。

- ・ ヒト向け食品の予防的管理規則
- ・ 動物飼料の予防的管理規則
- ・ 農産物生産安全規則
- ・ 外国供給業者の検証プログラム規則
- ・ 衛生的な輸送に関する規則
- ・ 意図的な食品の不良(adulteration)防止に関する規則

* 遵守期日の予定表

<https://www.fda.gov/downloads/Food/GuidanceRegulation/FSMA/UCM568798.pdf>

（重要な遵守期日を年ごとに図解している）

さらに、2つの予防的管理規則—最初に重要な遵守期日が来る—のウェブページを更新した。より詳細な情報は、以下のウェブページを参照されたい。

- ・ ヒト向け食品の予防的管理規則

<https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm334115.htm>

- ・ 動物飼料の予防的管理規則

<https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm366510.htm>

- ・ 米国食品安全近代化法

<https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/default.htm>

4. 警告文書

- Bush Brothers & Company 9/29/17

September 29, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm578558.htm>

低酸性缶詰食品法、CGMP 違反、食品の不良品の問題。

- Snyder's Lance Inc. 10/4/17

October 4, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm580089.htm>

食品不正表示、虚偽や誤解を招く表示。クラッカー商品に鉄分含有 1 日摂取量の 10%と表示があるが、申告量の 51.7%（原品）及び 57.2%（検品）しか含まれない。

- Total Body Nutrition 9/28/17

September 28, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm579907.htm>

ダイエタリーサプリメント不良品、CGMP 違反、不正表示、未承認の医薬品の不正表示違反。食品添加物に DMAA が検出される。

- Years to Your Health, Inc. 8/15/17

August 15, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm579558.htm>

ダイエタリーサプリメント、未承認の医薬品の不正表示の問題。

-
- 米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. APHIS の遺伝子組換えである可能性のあるペチュニアの破棄についてのガイダンス

APHIS Guidance Regarding the Destruction of Potential Genetically Engineered Petunias

October 18, 2017

https://www.aphis.usda.gov/biotechnology/downloads/petunia_disposition_guidance.pdf

APHIS のバイオテクノロジー規制サービス (BRS) は GE ペチュニアが適切な認可なしに米国に輸入され、栽培されていたことを知った。GE ペチュニアは規制対象である。

以下、多くの品種名を記載。

-
- NIH (米国国立衛生研究所) のダイエタリーサプリメント局 (ODS : Office of Dietary Supplements) <http://ods.od.nih.gov/>

1. カルニチン

Carnitine

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: October 10, 2017

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Carnitine-HealthProfessional/>

医療関係者向けファクトシート更新：October 10, 2017

「Carnitine and medication interactions」セクションにバルプロ酸とその他抗鎮痙薬に関する追加情報を更新。

● 米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. **FTC は健康製品の「無料お試し」でお金をとられた人に 980 万ドル以上の返金小切手を送っている**

FTC Sending Refund Checks Totaling More Than \$9.8 Million to People Who Were Charged for “Free Trials” for Health Products

October 10, 2017

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2017/10/ftc-sending-refund-checks-totaling-more-98-million-people-who>

FTC は「脂肪を燃やす」「体重を減らす」製品やその他ダイエタリーサプリメント、DVD、スキニングクリームなどを購入した人に 980 万ドル以上の 227,000 の返金小切手を送付している。2014 年の FTC の申し立てによると、これらの業者は「無料お試し」で消費者を騙してクレジットカード情報を入力し、許可無くネガティブオプションによる継続購入会員プログラムに参加させて毎月集金した。さらに減量などの宣伝文句は誤解を招くものだった。

2. **米国地方裁判所は FTC を支持して減量サプリメント販売業者に 4,000 万ドルの判決**
U.S. District Court Rules in FTC’s Favor, Imposes \$40 Million Judgment Against Weight-Loss Supplement Marketers for Order Violations

October 16, 2017

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2017/10/us-district-court-rules-ftcs-favor-imposes-40-million-judgment>

ーダイエタリーサプリメントの事例では FTC にとって最大の制裁金のひとつ

アトランタ地方判事が Jared Wheat らに減量サプリメントの販売に関する過去の裁判所の命令に従わなかったことなどで 4000 万ドル以上の支払いを命令した。この一部または全部が騙されて製品を購入した消費者への返金に充てられる。

彼らは Hi-Tech Pharmaceuticals, Inc として事業を行い、「速やかに脂肪を減らす」「脂肪燃焼」「減量保証」「食欲抑制」などという詐欺的マーケティングを続けた。彼らへの FTC の対応は 2004 年 11 月から始まっている。

3. 更新：全国消費者詐欺執行イニシアチブ 10月13日に予定変更

UPDATE: Announcement of Nationwide Consumer Fraud Enforcement Initiative Rescheduled for Oct. 13

October 12, 2017

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2017/10/update-announcement-nationwide-consumer-fraud-enforcement>

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 業界への通知－微量元素肥料のトレランス

Notice to Industry – Tolerances for micronutrient fertilizers

October 12, 2017

<http://www.inspection.gc.ca/plants/fertilizers/notices-to-industry/2017-10-12/eng/1507638161965/1507638162604>

CFIA は、微量元素肥料のトレランスの再設定を行っている。新しいトレランスは、今後2年間かけて段階的に導入される。

微量元素は、植物にほんの少量だけ必要とされる栄養素である。微量元素が無いと、植物の生育や作物の収量が悪くなることもある。しかし、微量元素が多すぎると、動物、植物および環境に有害な影響が及ぶこともある。

過剰散布によるリスクを軽減するため、CFIA は微量元素肥料を規制している。トレランスの提示により、規制を受ける側は明確な認識ができ、規制遵守の実行と確認が促進され、そして市場において規制が遵守される割合が上昇する。トレランスは、科学的根拠と最新の生産慣行に基づいて設定され、国際基準と整合するものである。

微量元素を含む製品については、今後も消費者に安全情報を伝える英語とフランス語の表示が義務付けられるであろう。新しいトレランスについてのさらなる情報は以下のウェブサイトを参照のこと。

- T-4-93 – 肥料および栄養補助剤の安全指針

<http://www.inspection.gc.ca/plants/fertilizers/trade-memoranda/t-4-93/eng/1305611387327/1305611547479>

- Q and A: 微量元素肥料の許容量

<http://www.inspection.gc.ca/plants/fertilizers/notices-to-industry/2017-10-12/tolerances-for-micronutrient-fertilizers/eng/1507638198345/1507638198859>

- さらなる情報を得るための CFIA の窓口

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/contact-us/eng/1299860523723/129986064>

[3049?passo-bpdpm](#)

2. リコール警告 - 太平洋カキが麻痺性貝中毒を引き起こすマリンバイオトキシンのため リコール

Food Recall Warning - Certain Pacific Oysters recalled due to a marine biotoxin which causes Paralytic Shellfish Poisoning (PSP)

October 16, 2017

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/food-recall-warnings/complete-listing/2017-10-16/eng/1508212585637/1508212588740>

クラス I リコール。

養殖の太平洋カキが麻痺性貝中毒を引き起こすマリンバイオトキシンのため市場から回収措置。対象は Albion Farms and Fisheries Ltd. と Union Bay Seafood Ltd. の製品。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. FSANZ は包装材の化学物質が食品に移行することによるリスクは低いと判断

FSANZ finds risk from migration of packaging chemicals to food is low

12/10/2017

<http://www.foodstandards.gov.au/media/Pages/FSANZ-finds-risk-from-migration-of-packaging-chemicals-to-food-is-low.aspx>

FSANZ は本日、包装材から食品へ化学物質が移行することによるリスクについて 3 年計画で行った調査の結論を発表した。調査した化学物質については、ヒトの健康に対して懸念を生じさせるものは無いと判断された。

FSANZ の最高責任者 Mark Boot 氏は、次のように述べている。「徹底的なリスク評価を行った結果、FSANZ は、包装材から化学物質が食品に移行することによる、人々の健康や安全に対するリスクは低いと結論付けた。」

「この評価プロセスでは、多くの作業と 2 回の意見募集が行われている。」

「業界や消費者の代表から成る諮問グループも設置され、包装材の化学物質が食品に存在するかどうかの試験が行われ、食事暴露評価も行われた。」

「この評価に基づき、FSANZ は、食品安全規則に何らかの追加の規制策を盛り込むことを推奨しなかった。」

「ただし、FSANZ は、この分野の科学的知見を監視し続け、特に小規模および中規模の

事業者に向けて指針を作成していき、包装の安全性を担保することに役立てていく。」

◇詳細情報

・報告書

<http://www.foodstandards.gov.au/code/proposals/Pages/P1034ChemicalMigrationfromPackagingintoFood.aspx>

・食品の包装に関して FSANZ が行った作業について

<http://www.foodstandards.gov.au/consumer/chemicals/foodpackaging/Pages/default.aspx>

包装材の化学物質については、第 24 回オーストラリアトータルダイエツトスタディでスクリーニング調査を行った。30 物質中 28 物質については安全上の懸念はないが、2 つのフタル酸類 (DEHP、DINP) についてはさらなる調査の必要性があると結論された。その 2 物質とその他の可塑剤 5 物質によるリスクについてフォローアップ調査を実施した。65 食品を対象にした調査では、推定食事暴露量は耐容一日摂取量 (TDI) を下回り、公衆衛生上の懸念はなかった。FSANZ は最近、ミネラルオイル炭化水素 (MOH) の移行に関する調査も完了した。MOH についても移行量は非常に少なく、公衆衛生上の懸念はありそうになかった。さらに、ニュージーランド一次産業省 (MPI) もフタル酸類や印刷インクを含む包装材の化学物質に関する調査を行い、公衆衛生上の懸念はないと結論している。FSANZ は当該分野についての対応を継続し、包装の安全を確保できるよう支援するための中小企業向けのガイダンスを作成中である。

●オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. リコール : Hyland 小児用ホメオパシー生歯製品を回収措置

Hyland's Baby homoeopathic teething tablets

Recall - may pose a serious health hazard to children

10 October 2017

<http://www.tga.gov.au/alert/hylands-baby-homoeopathic-teething-tablets>

TGA との協議により、Kadac 社は、米国内で販売された Hyland 小児用ホメオパシー生歯錠剤、生歯錠剤 (夜用) が FDA の調査で有毒物質であるベラドンナ・アルカロイドを含んでいることが確認されことを受けて回収を行っている。オーストラリア国内で流通する製品について TGA の検査では問題なかったが、安全上のリスクの可能性があるととして予防措置で回収を行うことにした。

2. 安全性警告 : Jimpness Beauty 脂肪減少カプセル

Jimpness Beauty Fat Loss capsules

18 September 2017

<http://www.tga.gov.au/alert/jimpness-beauty-fat-loss-capsules>

TGA 検査により、Jimpness Beauty 脂肪減少カプセルに表示されていない成分フェノールフタレインを検出した。製品の写真掲載。

- オーストラリア・ニューサウスウェールズ州食品局 (The NSW Food Authority)

<http://www.foodauthority.nsw.gov.au/>

1. NSW 助言 : Ming Lee Trading Pty Ltd の乾燥黒ナツメヤシ

Ming Lee Trading Pty Ltd Dried Black Dates

19-October-2017

<http://www.foodauthority.nsw.gov.au/news/recallsandadvisories/product-recall-ming-lee-trading-dried-black-dates>

Ming Lee Trading Pty Ltd は化学物質汚染のため (注 : 物質名の記載なし)、乾燥黒ナツメヤシを回収措置。製品の写真掲載。

- ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

1. MPI は食品包装材に食品安全性リスクはないとする

MPI finds no food safety risks with food packaging materials

12 Oct 20170

<http://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/mpi-finds-no-food-safety-risks-with-food-packaging-materials/>

MPI の新データにより、日常的に使用するプラスチックや紙製の食品包装材の化学物質が食品移行により生じる食品安全性リスクはないと示した。この MPI の調査は、FSANZ が実施した、より大規模な計画にデータを補完するものである。当該計画はすでに完了し、ニュージーランドやオーストラリアでの規制変更の必要はないとしている。

* 報告

Occurrence and risk characterisation of migration of packaging chemicals in New Zealand foods

<http://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/21871-occurrence-and-risk-characterisation-of->

[migration-of-packaging-chemicals-in-new-zealand-foods](#)

包装済食品及び持ち帰り用の食品の 74 検体についてフタル酸類及び印刷インク・光開始剤を分析した。その結果、それら化学物質の移行による健康リスクは無視できる程度であった。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

1. 台湾蟹でダイオキシンが検出される

Dioxins found in Taiwan crab sample

October 16, 2017

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2017/10/20171016_180838.shtml

食品安全センターは、台湾の水産養殖場からの毛ガニサンプルに超過ダイオキシンが検出されたと公表した。ダイオキシン、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル (PCBs) が食品安全センターの基準値 6.5 を超え、濃度が 9.86 pg TEQ/g であった。食品安全センターはこの水産養殖場からの毛ガニの輸入販売を差し止めている。

2. 塩分、糖の表示計画に着手した

Salt, sugar label scheme launched

October 20, 2017

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2017/10/20171020_173900.shtml

消費者にわかりやすく食品包装上に塩分や糖の表示をするよう食品業界に推奨するための計画が開始された。食品及び薬品(成分組成および表示)規制に基づき、「減塩」、「塩分なし」、「低糖」及び「糖分なし」の定義を満たす包装された食品にラベル表示される。

3. 調製粉乳の不正表示

Infant formula mislabelled

October 20, 2017

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2017/10/20171020_170140.shtml

食品安全センターは缶入り調製粉乳サンプルの栄養表示と一致しないビタミン含有を検出した。アイルランドからの Similac フォローアップ調製粉乳 1 缶 400g 入りの 2 製品である。Causeway Bay (銅鑼灣) のアウトレットのサンプルを検査したところ、ビタミン B3 が 100g あたり 3.8mg 含有の表示とあるが、実際 100g あたり 1.3mg であった。

4. 政府は調製粉乳の制限を見直す

Gov't to review milk formula restriction

October 17, 2017

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2017/10/20171017_125022.shtml

食品安全センターは調製粉乳の輸出制限を解除するかどうか検証のため最新の統計データを研究する予定である。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 5/ 2013（2013. 03. 06）

【香港政府ニュース】乳児用調整乳の輸出を制限

<http://www.nihs.gov.jp/hse/food-info/foodinfonews/2013/foodinfo201305c.pdf>

● シンガポール保健科学庁（HSA：Health Science Authority）

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA は他国の不正な健康製品に関して発表された海外警告情報を更新

HSA Updates on Foreign Alerts Issued on Adulterated Health Products Found in Other Countries (Jun-Jul 2017)

11 OCTOBER 2017

http://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News_Events/HSA_Updates/2017/foreignalertjunul17.html

亜硝酸アミル及び亜硝酸イソブチル、ピサコジル、カフェイン、クロラムフェニコール、ダポキセチン、フルオキセチン、リグノカイン及びテトラカイン、パラセタモール/アセトアミノフェン、フェノールフタレイン、シネフリン、PDE - 5 阻害物質、シブトラミン、ヨヒンビンを含む製品を掲載。製品写真は PDF 版を参照。

*PDF 版

http://www.hsa.gov.sg/content/dam/HSA/News_and_Events/HSA_Updates/2017/HSA_Updates_Foreign%20Alert_Jun-Jul2017_final.pdf

2. 警告

● マッサージ師により与えられた違法な錠剤やカプセルを飲んで男性が病院に入院した
HSA Alert: Man Hospitalised After Taking Illegal Pills and Capsules Supplied by Traditional Masseur

17 OCTOBER 2017

http://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News_Events/Press_Releases/2017/samsudintraditional.html

HSA は、「Samsudin マッサージ師」により与えられた表示のない、違法な錠剤やカプセルを飲まないよう消費者に警告する。デキサメタゾン、クロルフェニラミン及びフロセミドのような表示されていない西洋の強力な医薬品成分が検出された。

- オンライン販売されているボディビル用製品は有害な物質を含む

HSA Alert: Bodybuilding Products Sold Online Contain Harmful Substances

20 OCTOBER 2017

http://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News_Events/Press_Releases/2017/enhancedathletesg.html

HAS は現在研究中及びシンガポールでは医療用で認可されていない化学物質を含むと表示された 3 つのボディビル用製品 (Enhanced Athlete Singapore 社) を消費購入しないよう警告している。ステロイドホルモン剤 GW501516 (Cardarine)、LGD-4033 (Ligandrol)、YK-11 を含む。これらの物質は健康に害を与える可能性がある。製品の写真を掲載。

http://www.hsa.gov.sg/content/dam/HSA/News_and_Events/Press_Releases/2017/PR-bodybuilding%20products%20sold%20online_201017_final.doc.pdf

-
- インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. IFRA (Indian Food Recovery Alliance)

<http://ifra.org.in/>

食品ロスと食品廃棄を減らすための活動

インドは世界で 2 番目の食糧生産国であるが、飢餓が多く、5 才以下の子どもの 20% が体重が少なく 33% が背が低い。

2. FSSAI は最高裁判所の gutka, pan masala 禁止を執行

FSSAI enforces Supreme Court's ban on gutka, pan masala

13.10.2017

http://www.fssai.gov.in/dam/jcr:464d74e4-73d3-4dda-9ea4-f2def3f5bfb6/FSSAI_News_Gutka_Ban_Indian_Express_13_10_2017.pdf

食品へのタバコやニコチンの使用と、そのような食品の販売を禁止した規制を執行する。

(注: 本文中には、smokeless tobacco と記載されている)

3. 全国ミルク品質検査とミルクの質を監視するしっかりしたシステムの設立提案

Request for Proposal for Nationwide Milk Quality Surveillance and to Establish a Robust System for Milk Quality Monitoring

13.10.2017

http://www.fssai.gov.in/dam/jcr:4802a99d-5b9b-4718-b317-6ed5ceb81cf7/Tender_RFP_%

[20Milk Survey 13 10 2017.pdf](#)

よくある 13 の異物混入について調査。

13 とは、植物油脂、界面活性剤/苛性ソーダ、過酸化水素、砂糖、ブドウ糖、尿素、デンブ、マルトデキストリン、ホウ酸、硫酸アンモニウム、硝酸、セルロースと中和剤、農薬及び抗生物質。

● その他

ProMED-mail

● がん増加 スーダン：(River Nile) 毒素疑い

Cancer increase - Sudan: (RN) toxin susp

2017-10-10

<http://www.promedmail.org/post/5369761>

Date: Sun 8 Oct 2017 Source: AllAfrica, Radio Dabanga report [edited]

スーダンのナイル川州北部の Abu Hamed 住人が、この地域のがん患者が増えていると報告した。「がんだけでなく流産も増えた」とリスナーがラジオ局に報告した。「農作物が以前ほど育たず、鳩や鶏やそのほかの鳥が死んでいる」という。情報源によると病気の増加は伝統的な金の採掘企業で使われるシアン化物が原因だという

小規模な金の採掘ではシアン化物と水銀が使われる。スーダンには 4 万ヶ所以上の金の採掘場所がある。2014 年にスーダンはアフリカで 3 番目の金の生産国になった。スーダンの金の採掘場所の多くは紛争地域でマネーロンダリングのリスクが高い。

EurekAlert

● 無菌種卵：ホルムアルデヒド代用品

Germ-free hatching eggs: An alternative to formaldehyde application

16-Oct-2017

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-10/guot-ghe101617.php

ーオーストリアの Graz 工科大学の研究者らが種卵から菌を排除するナチュラルな方法を開発したー

2017 年夏、種卵がフィプロニル処理されていたことが発覚して欧州全域で騒動になった。フィプロニルは食料生産動物には使用が認められていない。卵に直接フィプロニル処理をしたのではなくワクモに感染した鶏に処理されたものが卵に移行した。しかし種卵は合法的に標準的に細菌汚染予防のためにホルムアルデヒド処理されている。直接食べる卵ではなく、種卵がホルムアルデヒドで薫蒸されるがホルムアルデヒドは揮発して一部は流出する。ホルムアルデヒドは発がん性があるため代用方法を探していた。*Scientific Reports* に

発表された Graz 工科大学の研究者らの研究によると、抗菌作用のある微生物の作るピラジン（5-イソブチル-2,3-ジメチルピラジン）が使えるかもしれない

- 自家製ポピーシードティーは致命的になりうる、研究が発見

Home-brewed poppy seed tea can be lethal, study finds

10-Oct-2017

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-10/shsu-hps100317.php

- 科学者はアリストロキア酸を含むハーブレメディが肝臓がんを誘発しているかもしれないことを明らかにする

Scientists reveal herbal remedies containing aristolochic acid may cause liver cancer

18-Oct-2017

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-10/dms-srh101717.php

シンガポールと台湾の科学者が生薬に使用されている植物に天然に含まれるアリストロキア酸（AA）と肝臓がんの関連を明らかにした。突然変異兆候解析により、肝臓がんが AA 暴露されていることを発見した。この研究報告は *Science Translational Medicine* で発表される。

台湾の 98 の肝臓がんの DNA 配列を決定し、そのうち 3/4 に AA 関連変異が多数あることを発見した。我々は台湾で AA 暴露があることは知っていたが、肝臓がん患者にこれほど多くの AA 暴露があることには驚いた、と Hsieh 教授は言う。

それから世界中の 1,400 の肝臓がんの変異に関する入手可能なデータを調べた。AA は世界中で伝統薬として使用されてきた植物に含まれるが、最も暴露が多いのは東アジアと東南アジアである。

これまで腎臓と尿路のがんについて AA の役割が知られてきたが、今回は肝臓でも確認した。AA を含む可能性のある生薬は細辛、馬兜鈴、青木香、天仙藤、広防己、关木通、□骨

□、朱砂□。

*Aristolochic acids and their derivatives are widely implicated in liver cancers in Taiwan and throughout Asia

Alvin W. T. Ng et al.,

Sci. Transl. Med. 9, eaan6446 (2017)

- 井戸水のヒ素は米国の 200 万人に影響している可能性

Arsenic in domestic well water could affect 2 million people in the US

18-Oct-2017

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-10/acs-aid101317.php

米国では 4,400 万人が規制されていない井戸水を使用している。そのうち 200 万人が天然のヒ素濃度の高い水に暴露されている、と *Environmental Science & Technology* に発表された研究で推定している。

- **米国の公共水のヒ素濃度は EPA の新しい規制後減少した**

Arsenic exposure in us public drinking water declines following new EPA regulations
22-Oct-2017

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-10/cums-aei101917.php

ー研究は連邦政府がヒト健康を守るのに重要な役割を果たすことを示すー

The Lancet Public Health に報告されたコロンビア大学の研究。2006 年に EPA が公共水のヒ素の基準値を 50 µg/L から 10 µg/L に引き下げた。その基準を守ることにより NHANES 参加者の尿中ヒ素代謝物 DMA 濃度が 17%減少した。

- **目立つラベルは多くの健康な食品に烙印を押す**

Eye-catching labels stigmatize many healthy foods

19-Oct-2017

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-10/uod-els101917.php

ー研究がオーガニック、フェアトレード、ケージフリーといった表示は消費者の行動に影響することを発見ー

小売店の通路を歩くとき、オーガニック、フェアトレード、ケージフリーといった表示の洪水に晒される。このような表示は目立つが、しばしば何の科学的根拠もなく多くの健康食品に烙印を押す。*Applied Economics Perspectives and Policy* に発表された Delaware 大学の研究。

表示への消費者の反応を調べた 90 以上の研究をレビューし、研究者らはこれらの表示は消費者の品質保証への要求を満たし消費者と生産者の両方にとって価値を生むことができるものの、誤解がよくあり普通の方法で生産された食品が有害だという科学的根拠がないのに烙印を押す可能性がある。特に貧しい人にとってはどの食品が安全なのかについての誤解を生む危険がある。

製造方法についての表示は商品の重要な結果を無視する。政府は製造方法の表示を禁止するべきではないがカロリーなどのもっと重要な質に関する情報を強調するよう促すべきである。

生産方法についての表示は、例えば「フードマイルが少ない（地元で作った）」という表示は一見良さそうに見えるが実際には悪いことがある。気候条件に適した作物を栽培するほうが環境負荷は小さく、寒いところで温室を使って暖かい地方の作物を作るのは環境に良くはない。

- **健康問題の治療のために補完代替医療の助けを求める**

Help sought from complementary and alternative medicine to remedy health problems
19-Oct-2017

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-10/uoh-hsf101917.php

－欧州における補完代替医療の使用についての研究－

20ヶ国以上約4万人からデータを集めて4つのタイプの治療法の使用について検討した：伝統アジア（中国伝統薬、鍼、指圧）、代替医療（ホメオパシー、ハーブ）、手技（マッサージ、カイロプラクティック、オステオパシー、リフレクソロジー）、マインドボディセラピー（催眠療法、スピリチュアルヒーリング）。

調査対象の集団のうち4人中1人が過去一年に補完代替療法を使ったことがある。最も多いのはマッサージ（12%）、ホメオパシー（6%）、オステオパシー（5%）、ハーブ（5%）。多くは種類のみ。また主に補助的に使用あるいは普通の医薬品と一緒に使われていた。

国により使用率は大きく異なり、ドイツでは40%、ハンガリーでは10%であり、違いの一部は保険でカバーされているかどうかで説明できる。この研究は *Scandinavian Journal of Public Health* に発表された。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室